

2023年6月19日

東京都議会議長

三宅しげき 様

東京都議会議員 漢人あきこ (自筆署名) 印

文書質問について

下記事項について、文書により質問したいので別紙のとおり趣意書を提出します。

記

- 一 環境破壊の都市計画道路小金井2路線について
- 二 史跡玉川上水整備活用計画の改定と生物多様性地域戦略について
- 三 PFASによる地下水汚染について
- 四 日比谷公園再生整備計画について
- 五 都営大江戸線(光が丘～大泉学園町)の延伸計画について
- 六 認可保育所の指導検査と補助金不正受給問題について
- 七 若年被害女性等支援事業について
- 八 受動喫煙防止～喫煙可能な飲食店の実態について
- 九 関東大震災100年にあたっての歴史的事実を踏まえた人権尊重の取り組みについて

## 一 環境破壊の都市計画道路小金井2路線について

### 1 道路概略検討（3北南－小金井3・4・11外2路線）の報告書について

道路概略検討の報告書を情報開示請求したところ、開示期限の延長を経て、一部開示決定となりましたが、かなりの部分が非開示で黒塗りとなっています。非開示の理由は「都の内部における検討に関する情報であって、路線の構造、幅員等に関する未確定の情報であることから、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるなど、都民の間に混乱を生じさせる恐れがある。またこれら混乱により、都の業務の遂行に支障を及ぼす恐れがある。」です。

ア 2017（H29）年度の道路概略検討の報告書は同様の理由による非開示はありませんでした。今回の報告書と判断が異なる理由を示してください。

イ 2017年の報告書では、道路構造について高架案を有力として公開しオープンハウスで模型を展示しました。前回の道路構造案は「未成熟」でなかったということですか。

ウ 2017年の報告書の開示によって「混乱」を招いたと認識しているのですか。

エ 開示にあたって「東京都としての確定情報ではない」と明記すればよく、今回のような一部公開は都民の知る権利の侵害であり、政策決定過程の開示こそが必要だと思いますが、見解を求めます。

オ 2017年の報告書では、高架案を有力としてオープンハウスで模型を展示し、「トンネル案」は「縦断勾配が規定値に収まらない」ことから「検討案として成立しない」としました。ところが今回の報告書では、「改めてトンネル案の検討を行っている」としています。なぜ、今回「トンネル案」が「検討案」として成立したのですか。

### 2 「東京都生物多様性地域戦略」の策定を受けて

今年4月策定の「東京都生物多様性地域戦略」において、東京都は、「2050年東京の将来像の実現に相応しい2030年目標を次の通り掲げます」とし、「自然と共生する豊かな社会をめざし、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる（＝ネイチャーポジティブの実現）」と宣言しています。ネイチャーポジティブとは、「2020年をベースラインとして2030年までに自然の損失を止め、回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」です。

自然再生推進法に基づく自然再生協議会が活動を展開している東京都で唯一指定されている「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」は2005年の全体構想発表から18年、東京都、小金井市、市民団体の連携によって、保全と再生が積み上げられ、指定地域は生物多様性の再生が進み、すでに「回復軌道」に乗っています。まさにネイチャーポジティブのモデル地域であり、2030年には、2050年将来像「自然と共生する豊かな社会」を先取りするシンボリック地域です。

小金井3・4・1号線および3・4・11号線外の「2路線」の事業化地域は、この自然再生事業対象地域と重なり、「2路線」の事業化は、回復軌道にのった自然再生事業の対象地域の生物多様性を再び損失させることとなります。

優先されるべきは「生物多様性の保全・再生」です。「ゼロエミッション」に加えて、「生物多様性地域戦略」を掲げ、東京都は環境先進都市へ向けて大きく舵を切ろうとしています。

「東京都の緑の骨格となる崖線」（生物多様性地域戦略 P28）を損なう2路線の事業化については中止の検討に入るべきです。見解を求めます。

## 二 史跡玉川上水整備活用計画の改定と生物多様性地域戦略について

史跡玉川上水整備活用計画検討委員会の第1回委員会が5月23日に開催されました。史跡玉川上水整備活用計画（以下「計画」とする）改定の概要と、4月に策定された東京都生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」とする）の関係性について伺います。

- 1 計画改定の概要とポイント、および計画を改定することとした検討の経緯と今後のスケジュール
- 2 計画検討委員会の開催予定、頻度
- 3 計画改定の方向性として、4つの論点（水路・法面の保全、小金井サクラの保存、植生管理、活用整備）が示されています。この審議の予定
- 4 検討委員会において、小金井サクラ保存のための過度な樹木伐採の現状把握はされていますか。また、この現状に関する市民からの意見聴取と検討会での共有は、改定案策定後のパブリックコメントとは別に早い段階で行うべきと考えますが、いかがですか。
- 5 地域戦略の策定により、都のすべての施策についての見直しが求められています。2030年に達成すべき目標として掲げた、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現に照らして玉川上水の整備活用のあり方も検証されるべきですが、行われていますか。行われていれば、その内容を示してください。
- 6 検討委員会では、地域戦略は、どのように反映されるのですか。第1回委員会での説明はどのようになされましたか。また、委員には地域戦略の周知（配布）はされていますか。

## 三 PFAS による地下水汚染について

- 1 PFASに関する電話相談の概要を伺います。
  - ア 何回線で、どのような人が受け付けているのですか。
  - イ 相談件数と主な相談内容
- 2 5月23日に、環境大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣にあてて提出した「有機フッ素化合物対策の推進に関する緊急要望」の背景とその後について伺います。
  - ア 提出の経過、東京都としてのプレスリリースをしなかった理由
  - イ 「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」（第3回）および「PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議」（第2回）について、都として特に注目すべき点
  - ウ 緊急要望への国の対応

3. PFAS による地下水汚染の現状把握と今後の都の対応について伺います。
  - ア 調査地点の追加、市区町村との連携の具体的方針
  - イ 学校、病院、施設などの飲用井戸の調査奨励を強化しないか
  - ウ 測定結果の都民への情報提供の具体的方法
  - エ 暫定指針値を超過した地下水を飲用しないための取り組みの徹底の具体的内容
  - オ 希望する都民の血液検査への実施や補助

## 四 日比谷公園再生整備計画について

- 1 再生整備計画について伺います。
  - ア 都立公園において再生整備計画を策定する主旨と位置づけ
  - イ 再生整備計画を策定した、もしくは今後策定予定の公園名と策定期間
  - ウ 日比谷公園再生整備計画を、この時点で策定することとした理由、および隣接する内幸町1丁目地区の開発計画との関連
  - エ 再生整備計画がその前提としている『ランドデザイン』の公園整備事業場の位置づけ。『ランドデザイン』は、広く区民や関係者の意見を聞く機会を設けられたのですか
- 2 道路上空公園（以下「デッキ」とする）について伺います。
  - ア 再生整備計画において、日比谷通りをまたぐデッキについての記載がない理由
  - イ デッキの規模(地上高、幅、長さ、基本の形状)、および整備主体と管理主体
  - ウ デッキを公園区域として整備することとした経過、理由
- 3 整備の進め方について伺います。
  - ア 再生整備計画に基づいた今後の公園整備における整備エリアの設定、整備スケジュール。整備の順序、時期など当面の整備エリアと事業の準備状況
  - イ Park-PFI の対象となる公募対象施設と特定公園施設について、手続きの進捗状況と今後のスケジュール、Park-PFI 事業者を特命で指定するのか想定される指定管理の考え方
- 4 樹木の保全について伺います。
  - ア 現状の樹木の状況。公園内樹木の本数、おもな樹種。再生整備計画で、「既往調査などを基に歴史性や貴重性などの高い樹木を把握する」とされている樹木の一覧
  - イ 再生整備計画に基づいて想定される主なエリアごとの樹木のうち伐採もしくは移植が必要となると思われる本数
  - ウ デッキの設置に伴って伐採もしくは移植が必要となる樹木の本数
  - エ 2021年3月に、にれの木広場の樹木を「移植する」と表示しながら、移植は1本のみで23本を伐採処分したとことですが、その理由
- 5 歴史的建造物、工作物の保全・保存に関する考え方について伺います。
  - ア 保全・修復することとされる「歴史的、文化的価値のある公園施設」の一覧
  - イ 日比谷公園のシンボルである、「大噴水」や「小音楽堂」などの歴史的・文化的価値の評価、並びに再生整備計画におけるそれらの取り扱い

- ウ 文化庁から、日比谷公園を近代化遺産として「名勝」に指定することの打診を受け断った経緯があるということは事実ですか。今後、文化庁から打診を受けた場合、再び断るのですか。
  - エ 1984年「第2回全国都市緑化フェア Tokyo」の記念植樹による「郷土の森」は大音楽堂の建て替えにあたって保全されるのですか。樹木伐採の可能性とその範囲
- 6 今後の進め方について伺います。
- 今後、エリアごとに設計作業が進んでいくと思われませんが、基本設計の段階で広く都民、関係者の意見を聞く機会を設けるべきと考えますが、いかがですか。

## 五 都営大江戸線(光が丘～大泉学園町)の延伸計画について

都営大江戸線の延伸計画に関連して、以下、質問します。

- 1 延伸の位置づけについて伺います。
- 2022年度高速電車事業会計予算において、延伸にかかる事業である「地下鉄12号線の延伸に関する調査」が主要事業として頭出しされたが、その意図、主旨について。
- 2 延伸の見通しと課題について伺います。
- ア 延伸を実現するために解決されるべき課題についての、都としての認識
  - イ 2019年に『大江戸線の将来需要について』をとりまとめ、将来需要予測、必要な車両編成、混雑率の見通しなどについて具体的に公表していますが、この時点でいったん取りまとめを行った意図、理由。また、その後、あらためて調査を重ねることとした理由
- 3 収支採算性についての考え方を伺います。
- ア 延伸の可否を判断するにあたって、収支採算性は延伸部分に関するものについてのみ評価されるのですか。あるいは、大江戸線全体もしくは都営地下鉄全体での評価になるのですか。
  - イ 整備費と経常的な経費について都の一般財源を投入することについての、都としての考え方
- 4 大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチームについて伺います。
- 昨年度設置された庁内検討チームでは、「次年度の更なる調査で、将来の旅客需要や収支採算性を検証し、事業化に当たっての課題を明確にした後、その解決の方向性などについて検討していく」(2023.3議事要旨)とされていますが、次年度(2023年度)で課題の整理を終えると考えてよいですか。チームとして解決の方向性を取りまとめる時期の見通しを伺います。
- 5 整備費用の負担について伺います。
- 費用負担の基本的な考え方として、地元自治体に線路、駅舎、車庫等の鉄道施設の費用の負担を求める考えはありますか。また、都営地下鉄の整備・延伸にあたって、地元自治体が鉄道施設整備費の負担をしたケースが過去にあれば示してください。
- 6 鉄道不便地域についての考え方を伺います。
- ア 東京における「鉄道不便地域」の現状
  - イ 「鉄道不便地域」の解消に向けた都の基本的な姿勢、考え方

## 六 認可保育所の指導検査と補助金不正受給問題について

保育所をめぐるさまざまな問題が発生しています。従来の対応を見直し、都としての積極的な関与が求められているのではないのでしょうか。

### 1 「指導検査」について

都は児童福祉法に基づき、認可保育所に対して必要な助言・指導等を行う「指導検査」を実施し、入所者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般等を把握するため、福祉諸法をはじめ労働基準法、消防法などの関係法令の適合状況についても確認することになっています。以下、質問します。

- ア 都の指導検査の対象となる保育所数と、指導検査を行った保育所数の過去3年間の実績、および、その内、小金井市内の保育所数と指導検査の実績
- イ 都の指導検査の対象となる保育所の内、開設以来一度も指導検査をしていない保育所数、および、その内、小金井市内の保育所数
- ウ 指導検査を行う保育所はどのように決めているのですか。
- エ 指導検査の実施率が大変低く、特に開設以来一度も指導検査を行っていない保育所が相当数に上ると思われますが、その理由と見解、および改善方針
- オ 区市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、区市町村条例で定めた基準等の実施状況について、認証保育所の指導検査を実施することになっていますが、都は実施状況を把握していますか。
- カ 各区市町村による指導検査は大変不十分な状態であるにもかかわらず、職員体制の現状などにより改善することが困難だと思われます。都としての支援を検討するべきではありませんか。

### 2 株式会社コスモズによる補助金不正受給について

都内 22 カ所で認可保育所などを営む株式会社コスモズが、建設費などの補助金を不正受給していた問題について、弁護士3人による社外調査委員会の報告書により、過大受給の総額が、杉並、三鷹、小平、武蔵野、小金井の5区市で約1億円に上ることが明らかになりました。

- ア 都はコスモズが経営する保育所について、補助金不正受給以外に不適切な運営がされていないか確認する責任があると思いますが、指導検査は行っていますか。
- イ 「複数の自治体で何度も受給しており非常に悪質」との指摘もされています。都としても実態解明と再発防止に向けて関与すべきです。見解を求めます。

## 七 若年被害女性等支援事業について

都の委託を受けて若年被害女性等支援事業に取り組んできた一般社団法人 Colabo の活動が不当な妨害に晒され、歌舞伎町でのアウトリーチ活動であるバスカフェが中止に追い込まれました。昨年夏から執拗な妨害活動を繰り返してきたグループなどを許すことはできませんが、これらに対して毅然とした態度を示さず、バスカフェの中止を求めた都の対応は全く納得できるものではありませんでした。

そして都は今年度、若年被害女性等支援事業を「委託」から「補助」へと制度変更しました、その経緯と現状について伺います。

### 1 委託事業から補助事業に変更した手続きについて

- ア 委託事業から補助事業に変更した理由と検討の経過について伺います。また、検討段階において委託団体はじめ関係者からの意見聴取をしていましたか。
- イ 補助事業化による実施要綱および申請方法の周知はどのように行われましたか。

### 2 補助事業の申請と審査の状況について

- ア 保健福祉局ホームページに「事業開始から5年が経過し、支援に取り組む民間団体も増加」とありますが、事業開始時と現在の支援に取り組む民間団体数を伺います。
- イ 交付決定6月上旬とのスケジュールが示されています。補助金交付申請書を提出した団体数と、交付決定した団体数と団体名を伺います。

### 3 「東京都若年被害女性等支援事業実施要綱」について

- ア 誓約書に「8 事業の履行確認に必要な個人情報を提供することに同意します」を追加した理由
- イ 委託事業においては、「関係機関の間で情報共有を行うことについて支援開始時点等に利用者から同意を得ることとする。」という補助事業の要綱にも入っている内容について、ただし同意を得られなかった場合には、利用者の生命や身体に危険のある場合、または法令等に特段の定めがある場合を除いて、「個人を特定できる情報についてはこの限りでない」という確認や、「支援開始時点において、円滑に支援を開始するための妨げになることが明らかな場合には、利用者から同意をとろうとする必要はない」ということを、疑義解釈として確認していたと聞いています。これらは継承されていますか。
- ウ 昨年度まで5年間にわたって委託事業を行ってきた一般社団法人 Colabo は、「補助金の要綱が、昨年度までの委託事業の要綱から変更されていて、少女たちの情報を東京都の判断で提供しなければならない、そういうものになったため」などの理由で補助金申請をしなかったと記者会見も行っています。Colabo の主張に対する見解を伺います。また、都は貴重な活動実績のある Colabo との意思疎通を図るべきだと思いますがいかがですか。

### 4 若年被害女性等支援事業への都の取り組みについて

今回の補助事業化は都の責任の縮小化であり、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が来年度施行となる流れに逆行するものです。若年被害女性等支援事業に対する都の見解と取り組みの方針を伺います。

## 八 受動喫煙防止～喫煙可能な飲食店の実態について

### 1 喫煙可能な飲食店の実態把握について

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行された 2020 年 4 月 1 日からの都内における喫煙可能な飲食店数の動向について把握していますか。喫煙可能、禁煙の店舗数の割合について、それぞれの動向を伺います。

### 2 喫煙設備に関する標識（以下、ステッカーとする）について

飲食店は、どのような場合に掲示することになっていますか。

### 3 喫煙可能な飲食店の調査について

ステッカーの掲示状況を含め飲食店に関する指導はどのようにしていますか。各自治体への指導や指示の有無、頻度や点検項目を伺います。

### 4 受動喫煙防止の目標達成について

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の施行によって、飲食店は原則屋内禁煙になったことにより、利用者（お客）は副流煙に悩まされることがなくなると考えていました。しかし、いまなお受動喫煙の被害にあったという声も届いており、受動喫煙防止の目的は達成されていないのではないかと思います。現状をどのように認識していますか。

## 九 関東大震災 100 年にあたっての歴史的事実を踏まえた人権尊重の取り組みについて

関東大震災 100 年を契機に、二度と朝鮮人などの虐殺の悲劇を繰り返さないためにも、「災害発生時の差別や偏見による人権侵害」を起こさないよう「人権啓発事業」を行うことが求められます。第一回定例会の一般質問で「機会を捉えた啓発を行い、ヘイトスピーチは決して許されないという都民の意識を醸成」との答弁がありました。関東大震災 100 年は、まさにその機会です。

1 第一回定例会では「災害時における人権侵害を防止するためには、平時からの都民の意識啓発が重要」との答弁もありました。「災害時における人権侵害を防止するための都民の意識啓発」に関する事業の昨年度の実施状況、および今年度の実施予定を伺います。

2 1974 年以降、歴代の東京都知事は、毎年 9 月 1 日に東京都墨田区の都立横網町公園で開かれる関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典へ「追悼文」を寄せてきました。小池知事も就任の年には「多くの在日朝鮮人の方々が、言われのない被害を受け、犠牲になられたという事件は、わが国の歴史の中でもまれに見る、誠に痛ましい出来事」などとする追悼文を送っていますが、2017 年以降、送付を取りやめています。

ア 知事が追悼文送付をやめた 2017 年以降、「追悼式典」の隣接地で行われるようになった集会では、



朝鮮人を貶め、傷つける差別的な演説がなされ、人権尊重条例に基づく審査会はヘイトスピーチにあたると認定しました。追悼文送付取りやめが差別意識を助長したことは明らかだと思いますが、見解を伺います。

イ 関東大震災 100 年の今年こそ、都立横網町公園で行われる「追悼式典」へ「追悼文」を送付するなど、「関東大震災における朝鮮人犠牲者」への追悼の意を表明しませんか。

ウ 関東大震災 100 年の機会を捉えて、「関東大震災における朝鮮人虐殺」について、学校教育や社会教育の場などにおいて、啓発と人権教育を推進することが求められます。実施しませんか。